

令和6年4月定例教育委員会

○ 開催概要

○ 開催日時	令和6年4月19日（金）13時00分～13時52分		
○ 開催場所	県庁22階 教育委員室		
○ 出席者 （委員等）	教育長	柳 橋	常 喜
	教育長職務代理者	中 庭	陽 子
	委 員	庄 司	一 子
	委 員	富 田	敬 子
	委 員	幡 谷	史 朗
	※欠席：中田委員、市原委員		
（事務局職員）	総務企画部長	川和田	由紀子
	学校教育部長	庄 司	一 裕
	総務課長	宮 崎	薫
	教育企画室長	富 樫	仁 彰
	財務課長	山 本	晃 裕
	生涯学習課長	中 村	珠 美
	文化課長	真 木	陽 水
	私学振興室長	平 賀	靖
	教育改革課長	阿 部	将 昭
	義務教育課長	若 松	裕 一
	高校教育課長	深 澤	美紀代
	特別支援教育課長	仲 野	祐 二
	保健体育課長	高 橋	清

○ 議 案

議 題	案 件 名	担 当 課	公開・ 非公開の別
1 報告			
1	伝える、結ぶ、広がる“茨城のおまつり”の決定について	文化課	公開
2 専決報告			
専決第1号	令和6年度茨城県教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱の専決について	義務教育課	非公開
3 議案			
第1号議案	令和6年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について	義務教育課	公開
第2号議案	茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について	義務教育課	非公開
第3号議案	教職員の人事について	教育改革課	非公開

※非公開の議案等については、会議録は公開されません。

○ 会議録

1 開会

教育長による開会の宣言後、非公開審議項目について提案し、各委員から了承された。

2 議事

(1) 公開審議

発言者	発言内容
【報告1】 伝える、結ぶ、広がる“茨城のおまつり”の決定について	
文化課長	資料①に基づき説明 (主な質疑・意見等)
幡谷委員	選定基準はよくわかりましたが、選定後どのように検証するようにお考えでしょうか。 補助金が1件上限500万円とかなり高額ということで、それぞれのおまつりの金額に差異があれば、その点についてもあわせてご説明をいただけますでしょうか。
文化課長	検証につきましては、年度途中での執行状況から、実績や課題を抽出し、有識者委員会の方々にも意見をお計りしながら、あり方や制度設計を検討してまいりたいと考えてございます。 また、補助額の上限500万円でございますけれども、こういった規模のおまつりの運営では、数千万円といった単位の支出がかかるということでございますので、その運営の一部をサポートさせていただくという点では、適正な規模ではないかと考えてございます。
幡谷委員	開催状況を拝見しますと、毎年開催のおまつりもあれば、5年に1回の開催もあり、いわゆる検証が非常に難しい部分もあるかと思えます。 ぜひ、お客様の数も大事ですが、様々な観点で検証をしていただければありがたいと思えます。
富田委員	幡谷委員と同じく効果の検証に難しさを感じております。 開催状況もそうですが、お客様の人数規模にかなりばらつきがあります。この選定に当たって、一律に上限500万円としていますが、おまつりの規模や開催頻度によって予算の分配を変えるというお話はなかったのでしょうか。
文化課長	500万円を上限としておりますので、実際に一律500万円の補助になるかどうかは今後の調整によるところでございます。 おまつりの規模が異なるのに一律に上限500万円というのがどうなのかというご指摘でございますが、初めての取組みということで、歴史と伝統を有する茨城を代表するおまつりとして、この5件を決定させていただき、予算的にも単年度で計上しております。補助の仕組みにつきましても、幡谷委員からもご指摘いただきましたとおり、年度途中で有識者委員会などのご助言もいただきながら制度設計を行い、また、次年度があるとすればどのような形でやっていくかということを検討していきたいと考えております。

中庭委員	<p>500万円というお金をどのように使うのか、何に使えるのかなど補助の仕組みがはっきりしていないのではないかと少し不安を感じました。</p> <p>補助先は実行委員会になるのでしょうか。運営主体がどのような方で、誰が責任を持ってやっていくのか教えていただきたい。また、実行委員会とは既にいろんなやりとりがされているのかどうかも含めてお伺いしたいと思います。</p>
文化課長	<p>補助金の対象経費について、具体的にはこれから要項を定めることとなりますが、基準が全くないということではなく、基本的には既存の文化財の補助金などを参考にして、当然政教分離のそういうところに触れないようにしながら、おまつりの運営経費や文化財の修繕などに係る経費を対象にするという想定で準備しているところでございます。</p> <p>補助先は、おっしゃるとおり、おまつりの主催者である実行委員会組織といったところを考えております。それぞれのおまつりの実行委員会と協議しながら、具体的な内容は進めていくという流れになります。</p>
中庭委員	<p>おまつりは後世に継承していくということが大切だと思います。継承していくためにどうすればよいかも含めて、実施要項を定めていただければありがたいと思います。</p>
庄司委員	<p>客数が62万人ぐらいから6万人とだいぶ違いますが、どこにも500万円をお渡しするわけではないということではよろしいのでしょうか。補助金が適正に使用されることを望んでおります。</p>
文化課長	<p>500万円はあくまで上限でございます。対象経費によって、それぞれの団体への補助額は変わりうると考えております。</p>
教育長	<p>ただいまのご意見を踏まえまして、文化財の補助金の仕組みなども参考にしながら、適正に進めていければと考えております。よろしく願いします。</p>

【第1号議案】	
令和6年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について	
義務教育課長	資料②に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
幡谷委員	<p>この諮問はいいとか悪いというものでしょうか。一般的指針など、これまで行ってきたことを継続して行ってくださいというものでしょうか。</p>
義務教育課長	<p>市町村立学校は、市町村の教育委員会が採択をするので、市町村に対する指導、助言を、国立、私立学校は、学校長が採択を行いますので、その学校に対する指導、助言を無償措置法第10条により行うということになっております。</p> <p>その指導・助言、県立学校の採択に当たり、教科用図書選定審議会に諮問し、審議会からの答申に基づいた指導、助言などを行うということになります。</p> <p>教科用図書選定審議会に諮問することは、法に基づく手続でございますので、具体的な指導、助言などの決定については、審議会からの答申に基づき、次回以降、ご審議いただくこととなります。</p>
教育長	資料にある事項について、審議会に諮問してよろしいですかということ

	とですね。
幡 谷 委 員	指導、助言、援助とはどのようなものですか。
義務教育課長	進め方に問題があれば指導を行います。言葉どおりになりますが、助けを求められる場合は助言し、例えば県が作成した資料を提供することなどは援助に近いと思われます。こちらの必要感と相手のニーズによるものと思います。
教 育 長	教科用図書の選定理由なども含めて手続や内容に不足等がある場合は指導、助言を行っていくという理解でよろしいですか。
義務教育課長	厳格さと公正公平というところに緩みやずれがないことを最優先として指導、助言を行っていきたいと思います。
審 議 結 果	承 認

(2) 非公開審議

発 言 者	発 言 内 容
【専決第1号】	
令和6年度茨城県教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱の専決について	
義務教育課長	資料（非公開）に基づき説明 (非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)
審 議 結 果	承 認

発 言 者	発 言 内 容
【第2号議案】	
茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について	
義務教育課長	資料（非公開）に基づき説明 (非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)
審 議 結 果	承 認

発 言 者	発 言 内 容
【第3号議案】	
教職員の人事について	
教育改革課長	資料（非公開）に基づき説明 (非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)
審 議 結 果	承 認

3 閉 会

教育長が閉会を宣言した。